

令和2年度国民健康保険事業費納付金等の 算定方法について(参考)

令和元年11月21日(木)

令和元年度 第1回沖縄県国民健康保険運営協議会

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

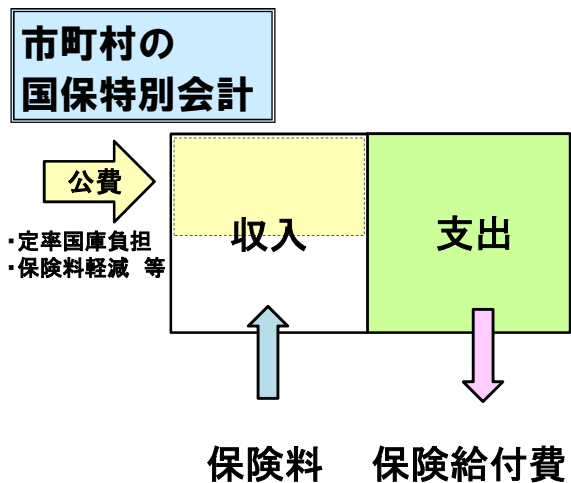
○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

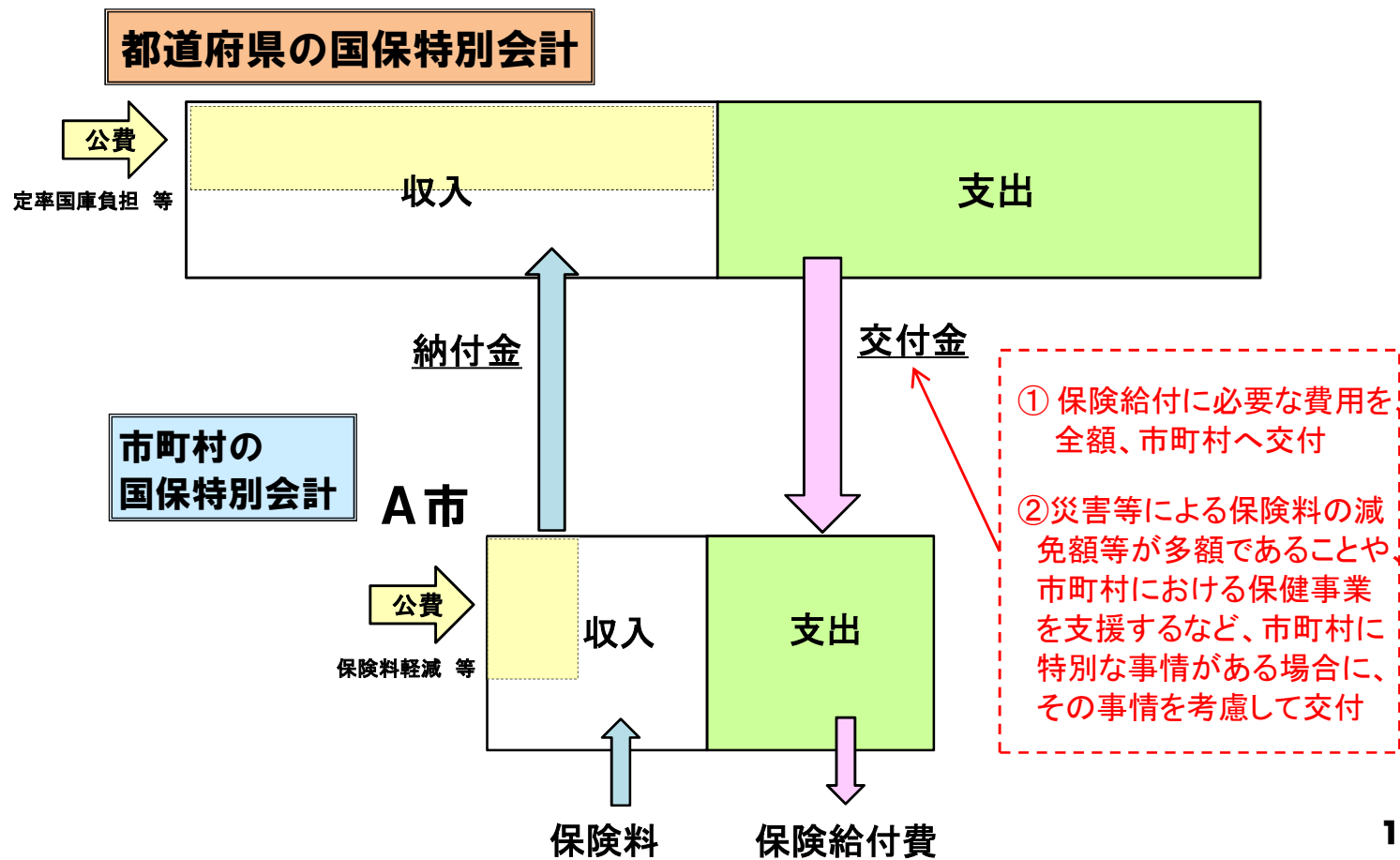
○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

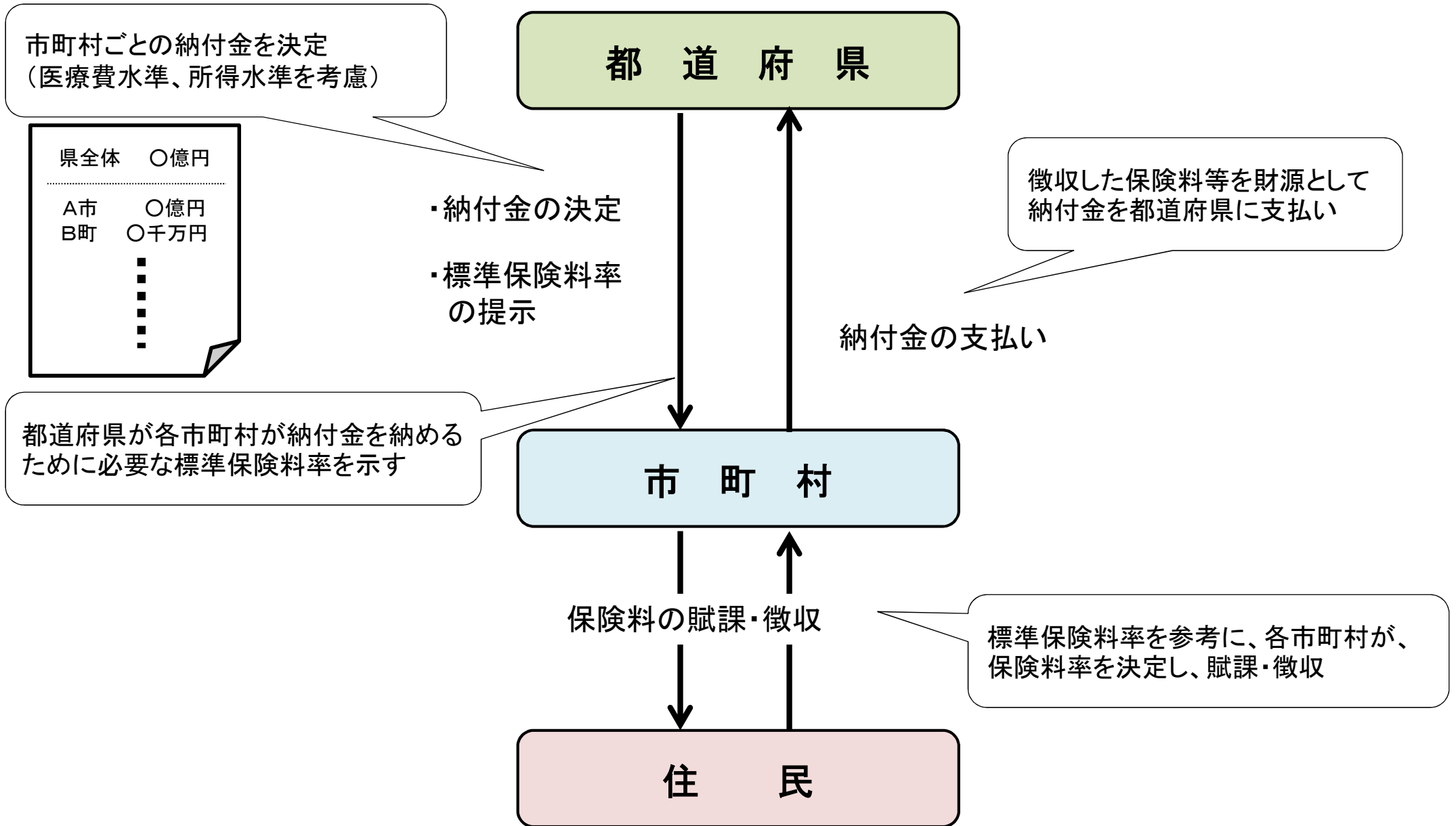
現行



改革後



国保保険料の賦課、徴収の仕組み（イメージ）



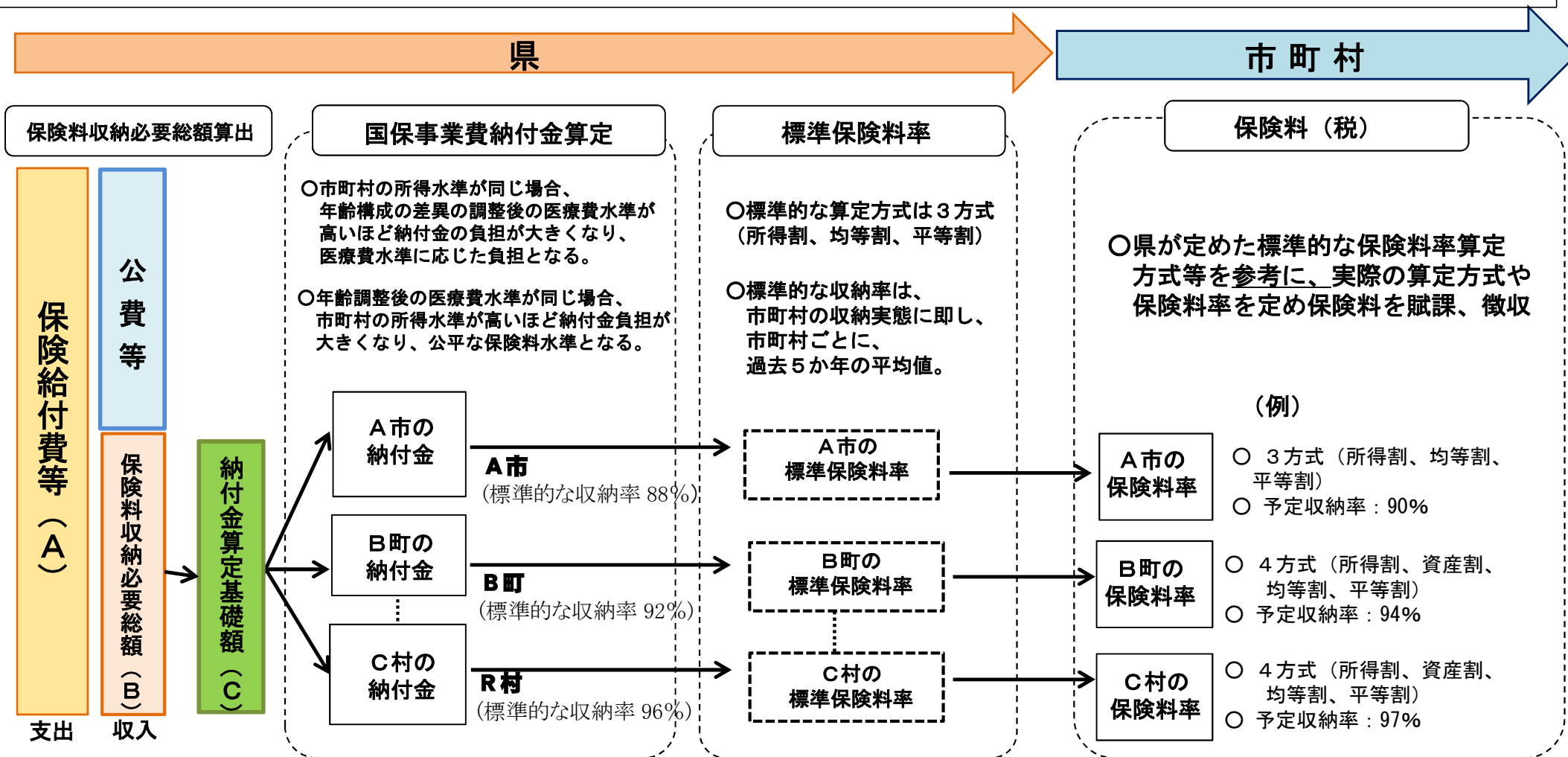
国保事業費納付金、標準保険料率の算定方法について

○県は、財政運営の責任主体として

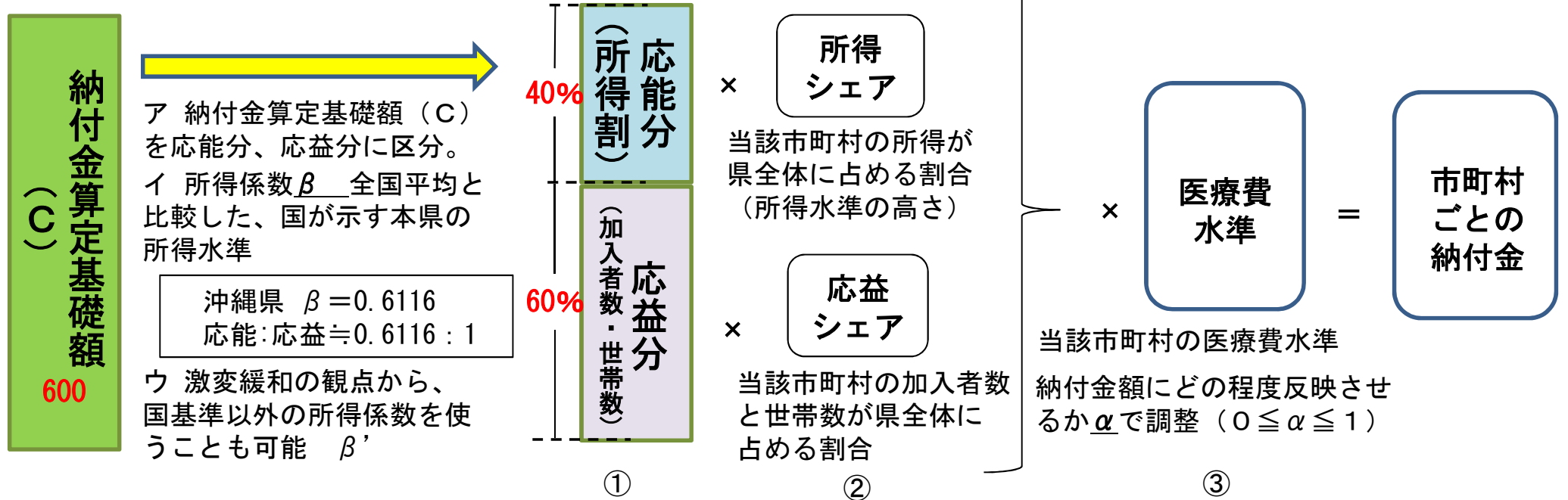
①医療費推計から保険給付費等(A)の見込みから、公費等(前期高齢者交付金や定率国庫負担など)を差し引き、保険料収納必要総額(B)、県が全体で集めるべき納付金の総額、納付金算定基礎額(C)を算出する。

②納付金算定基礎額(C)から、年齢調整後の医療費水準(α)及び所得水準(β)に考慮して各市町村ごとの納付金基礎額(c)を算出し、高額医療費負担金や激変緩和分等の公費について各市町村ごとに調整を行い、各市町村の納付金(一般分)(d)を算定する。

○市町村は、県が示した標準保険料率を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



納付金の配分イメージ



【例】 $\beta =$ 沖縄県、 $\alpha = 1$ と設定

① 応能分と応益分に按分する。

応能分 240
応益分 360

② 応能分を所得シェア、
応益分を応益シェアで按分

A市 60% 144	B町 30% 72	C村 10% 24
A市 50% 180	B町 30% 108	C村 20% 72

③ 医療費水準を反映し、市町村
ごと納付金が決定。

A市 医療費 平均以上 150	B町 医療費 平均 72	C村 医療費 平均以下 18
A市 医療費 平均以上 195	B町 医療費 平均 108	C村 医療費 平均以下 57

令和2年度算定における激変緩和措置について

激変緩和措置については、令和2年度一人当たり保険料(算定結果)と平成28年度本来集めるべき一人当たり保険料額(決算ベース)を比較し、一定割合を超える分について、保険料の上昇抑制を図るものである。

基本的に、一定割合 = 自然増分 + α (制度改正による増分の一部) により設定する。

H31算定の激変緩和

- 一定割合 = 自然増
H28年度から自然増分以上の増加分が激変緩和対象
- 対象市町村: 3村
座間味村、渡名喜村、北大東村
- 激変緩和所要額 11,546千円
(1村あたり 3,245~5,843千円)
(財源: 国の暫定措置分)

公費のあり方

【激変緩和財源について(全国)】

- H31年度国費 350億円
(内訳) 暫定措置250億円
+ 追加激変緩和100億円



- R02年度国費 280億円
(内訳) 暫定措置200億円
+ 追加激変緩和80億円

R02算定の激変緩和

- 一定割合 = 自然増
H28年度から自然増分以上の増加分が激変緩和対象
- (自然増は過年度の保険給付費等の伸び率から単年で2.28%を想定。H28年度からの比較では、4年分の伸び9.44%を見込む)

【理由】

令和2年度は、前期高齢者交付金の市町村個別精算が終了したことを踏まえ、
一定割合 = 自然増 ($\alpha = 0$) とする。
※国費に残額が生じる場合は、前年度同様に県全体の納付金を引き下げる。

激変緩和の考え方(丈比べする1人あたり保険料額の算定)

「各市町村が本来集めるべき1人あたり保険料額」 = 保険料 + 決算補填等目的の法定外繰入等

↓ 納付金の仕組みの導入や納付金の算定方法の仕組みにより「各市町村が本来集めるべき1人あたり保険料額」が変化

一部の市町村においては、保険料が上昇する可能性

↓ 都道府県は、平成28年度決算に基づく保険料収納必要額と比べて、納付金の仕組みの導入等による保険料負担の増加影響を適切に把握した上で、必要な激変緩和措置を検討する

納付金の仕組みの導入前の「被保険者1人当たりの保険料決算額(e)」(※)と丈比べし、被保険者の実質的な負担の変化を見て、激変緩和の必要性を判断することを原則とする

ただし、市町村ごとに予算の見込み方にばらつきがある点や納付金の仕組みの導入等による影響を適切に把握する観点から、激変緩和の丈比べを「被保険者1人当たりの納付金額(d)ベースの保険料決算額」(※)で行うことも可能とする。なお、決算額を活用することにより、「本来集めるべき保険料総額」は、「医療給付費(+保健事業費等)-公費等」で計算することも可能である。

※ 後期高齢者支援金等分、介護納付金分も、市町村間の所得水準の調整によって、激変が生じる可能性があるため、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計額で丈比べを行い、激変緩和措置を講じることとする。

激変緩和の対象となり得る部分

+ δ (納付金の仕組みの導入等による増加分の一部)

自然増等 (保険料必要額の伸び、医療費適正化による減等)

都道府県が定める保険料負担の増加率(一定割合)の基本的な考え方

一定割合 = 自然増(保険料必要額の伸び等) + δ(納付金の仕組みの導入等による増加分の一部)

※平成30年度は平成28年度から2年度分の伸びを考慮

各市町村 個別要因	前年度繰越金決算額 (予算上の保険料分充当額)
	財政調整基金取崩金決算額 (決算上の保険料分充当額)

- ・ 財政調整基金の取崩や前年度からの繰越金による1人あたり保険料の上昇抑制分については、平成28年度分の算定基礎に加える。
- ・ 平成30年度に財政調整基金返済分や積立分を計上する分は、算定基礎に加えない。
- ・ なお、前年度繰越金については累積分をそのまま保有している市町村にあっては、現行保険料への影響が大きくなるため、単年度分に限定する。

法定外 一般会計 繰入分等	前年度繰上充用金 (単年度増加分、補正予算反映)
	法定外一般会計繰入金決算額 (決算補填等目的のもの)

- ・ 前年度繰上充用金については、前々年度(平成27年度)の繰上充用金と比較して増加する額を激変緩和の算定基礎に加える。負担の先送り分については、激変緩和の算定基礎に加えない。
- ・ 法定外一般会計繰入金見込額(決算補填等目的)については、法定外一般会計繰入を実施していない市町村との公平性の観点から、激変緩和の算定基礎に加える。(累積赤字解消分は除く。)

保険料 調定額 + 保険料 軽減	保険基盤安定繰入金決算額(収納率調整前) (保険料軽減分、保険者支援分を除く。)
	保険料調定額(収納率調整前) (現年度分・確定前期交付金による 集めるべき額)

- ・ 平成28年度の保険料額の算出において、丈比べの基点として当年度の集めるべき保険料額となるよう、平成26年度前期高齢者交付金精算額による影響を除くために「平成28年度確定前期交付金額」を活用する。なお、都道府県が市町村との合意に基づく計算方法(平成28年度確定前期交付金額に調整率を乗じて補正等)による金額を用いることも可能とする。
- ・ 30年度の保険料額の算出に当たっては、前期高齢者交付金額は30年度概算額と28年度精算額を合計して、実際の保険料負担額を算出する。
- ・ 納付金(d)ベースの保険料調定額(決算ベース)の場合には、市町村独自の取組として加算する保健事業費等の費用に充てた保険料額は含まれず、市町村の個別事情により交付される特別調整交付金等による減額もない。

